

# 第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

具体的な取組み	目標	直近の実施状況(平成26年度又は平成27年度)	目標達成に向けた課題
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大			
<p>○企業等の障がい者雇用への一層の促進(就業促進課)</p> <p>ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度) 実雇用率2.0%以上、雇用数45,600人</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行った。</p> <p>・条例対象事業主の計画達成率 62.5%(H27年度末) (参考:府内民間企業の法定雇用率達成企業割合 平成26年6月42.6%、平成27年6月44%、民間企業の実雇用率 平成26年6月1.81%、平成27年6月1.84%)</p>	<p>○条例対象事業主の計画達成率は62.5%(H27年度末)に上るものの、より達成率を上げるため、未達成事業主が障がい者雇用をより実感できる実効性のある指導方法への転換。</p> <p>※実雇用率・雇用数という目標値については、ハートフル条例の対象外の企業に対するものも含めた様々な雇用・就労促進施策との相乗効果によって達成を目指すものである。</p>
<p>○特例子会社の設立の促進(就業促進課)</p> <p>特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。</p>	<p>《参考》 特例子会社の設立実績 平成25年度 1社 平成26年度 2社</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進した。(対象企業 1社)</p> <p>・平成27年度 特例子会社の設立:0社</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○大阪ハートフル基金(就業促進課)</p> <p>大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。</p>		<p>(平成27年度)</p> <p>○大阪ハートフル基金を活用した「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」において、ハートフル企業顕彰(知事表彰)や「サポートカンパニーの集い」を実施するなどにより、障がい者雇用に取り組む事業主を支援した。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課)</p> <p>企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育委員会等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や生徒と実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援します。</p>	<p>目標値(平成27年度) 支援学校等卒業生の企業等への就職者数:68人、職場定着:64人</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○教育委員会等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や生徒と実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援した。</p> <p>・就職者数:67人 ・職場定着:68人</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○職業能力開発の推進(人材育成課、就労G)</p> <p>・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。</p> <p>・社会福祉法人などに委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。</p> <p>・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 職業訓練を通じて一般就労者数500人</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○職業訓練による就職者数 370人 (内訳) ・施設内訓練就職者数 244人 ・民間委託訓練就職者数 126人</p> <p>○在職者のスキルアップのため、職業に関する新しい知識やより高度な技能の習得と資格取得を支援するための短期講座を実施した。</p>	<p>○近年、訓練受講者が減少傾向にあるが、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○行政の福祉化の推進(福祉総務課)</p> <p>行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。</p> <p>▼庁舎を活用した雇用の創出(契約局、行政改革課)</p> <p>庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。</p> <p>▼福祉的就労の活性化(自立支援課再掲)・既存資源の福祉的活用(自立支援課、住宅経営室)</p> <p>府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。</p> <p>▼市町村等への普及啓発(福祉総務課)</p> <p>総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) 総合評価一般競争入札制度導入市町村数 20 《参考》 平成23年度は17市</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○庁舎清掃業務の総合評価一般競争入札導入市町村数 18市(平成25年度末)</p> <p>○全庁における「行政の福祉化」に関する施策の進捗状況の把握及び実施の促進に努めた。</p> <p>▼庁舎を活用した雇用の創出</p> <p>・庁舎の清掃等業務の発注において、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の雇用や、障がい者の実雇用率等を評価項目に盛り込んだ「総合評価一般競争入札」を実施した。</p> <p>・公の施設の指定管理者について、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の就労や、障がい者の実雇用率等を評価基準に盛り込み、事業者選定を行った。</p> <p>▼福祉的就労の活性化・既存資源の福祉的活用</p> <p>・府有施設の清掃業務の一部を知的障がい者等の就労訓練の場として提供し、訓練修生の民間企業への就労につなげる取組みを支援した。</p> <p>・知的障がい者・精神障がい者等のグループホーム・ケアホームの開設にあたり、府営住宅を提供した。</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>

## 第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

		<p>▼市町村等への普及啓発 総合評価一般競争入札をはじめとする「行政の福祉化」の取組みを府内市町村に啓発・周知するため、市町村に対し説明を行った。 ・市町村職員向け法人監査研修会 平成27年5月15日</p>	
<p>○公務労働における雇用創出(就労G、人事課) 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人</p>	<p>(平成27年度) ○雇用者数 37名(うち知的障がい者31名、精神障がい者6名)  ○一般企業等への就労者数 12名(うち知的障がい者11名、精神障がい者1名)  ○業務内容の拡充を図ると共に、職場定着および一般就労を目指して知的障がい者はSSTプログラムやIT講習、精神障がい者はメタ認知トレーニングを実施し、スキルアップの機会を提供した。</p>	<p>○人材確保とスキルアップ 平成27年度は、就職者の半数が他企業等での職場実習を経験しており、平成28年度も引き続き実習の機会を確保する。  ○支援ノウハウの普及啓発 障がい特性に配慮した職場環境や、プログラム等の実施内容や方法等について情報提供し、就労支援機関等の支援力アップにつなげる。</p>
<p>○庁内職場実習の推進(就労G、人事課、支援教育課) 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を推進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名</p>	<p>(平成27年度) ○職場実習受け入れ人数 18名(うち知的障がい者17名、精神障がい者1名)  ○府立支援学校等に対し周知し、庁内部局において実習生を受け入れた。事務作業等の体験により、就労に対する心構え等を養う機会を提供することで、知的障がい者・精神障がい者の就労支援を行った。 ・H27実施 知的130名 精神1名</p>	<p>○応募数の減少 前年度(平成26年度)に対し応募数が減少(1名減)となったため、平成28年度の募集では、人数制限を緩和するとともに、市町村経由で府内障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)にも照会を行い、庁内職場実習について広く周知を図った。</p>
<p>○精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(就労G) 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・訓練実施人数:40名 ・協力事業所育成講座開催数:2回</p>	<p>(平成27年度) ○訓練実施人数 42名  ○協力事業所育成講座の開催状況 ・第1回参加人数 89名(商工労働部就業促進課と合同開催) ・第2回参加人数 142名</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○大阪府における障がい者採用の充実(人事課、教職員人事課) 身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 教育委員会においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。</p>	<p>目標値 知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用 教育委員会において、平成27年度中に法定雇用率2.2%を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める</p>	<p>(平成27年度) ○知事部局 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、昭和55年度から身体障がい者を対象とする採用選考を実施。また非常勤職員についても、身体障がい者を対象とした非常勤採用選考を実施。 ・採用数 平成28年度採用(平成27年度選考実施)6名 ・昭和55年度からの延べ採用人員 235名 ・非常勤職員採用数 平成28年度(平成27年度選考実施)3名 ・実雇用率 平成27年度 3.61%(参考:法定雇用率2.1→2.3(H25.4から引上げ)  ○教育委員会 ・新規採用数 平成28年度(平成27年度採用選考実施)、8名(教員)、5名(事務職員)、1名(農芸員) ・実雇用率 平成27年度 2.20%</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○公共工事発注における雇用・就業促進(総務委託物品課・建設工事課) 大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>		<p>(平成27年度) ○建設工事の競争入札参加資格申請時に、障がい者雇用状況報告を求め、法定雇用率を達成している業者のうち希望するものに対し、等級区分評点において福祉点を加算して格付けを行った。平成27年度において加算した業者は6,102者中253者であった。  ○また、電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業者(入札参加資格登録者・入札参加申込者)に対して障がい者雇用に関する普及啓発に努めた。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>

## 第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

		○なお、入札参加停止となる対象(障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はなかった。	
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。		(平成27年度) ○電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、委託役務業務及び物品等の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主(入札参加登録者・入札参加申込者)に対して障がい者雇用に関する啓発を行った。(27年度入札参加資格審査新規申請約1,250社)  ○また、各事業主の障がい者雇用数を把握することを目的に、障がい者雇用者数を入札参加資格登録申請項目の一つとし、申請時に申告させた。  ○なお、入札参加停止となる対象(障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はなかった。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○「農と福祉の連携」による雇用・就労促進(農政室推進課) 農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。	目標値(平成29年度までの各年度) 毎年度3事業所	(平成27年度) ○ワンストップ相談窓口「ハートフルアグリサポートセンター」を開設し、ハートフル企業等の参入などに係る相談対応を行った。(59件)  ○参入事業者数 ・2事業所  ○農と福祉の連携を促進するため、地域人づくり事業を活用し、「農」「福祉」両分野の知識を有する人材の育成を図った。(11名)  ○農と福祉の連携を促進するため「ハートフルアグリシンポジウム in おおさか」を開催し、普及・啓発を図った。(参加者455名)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
(1)実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用の不安の除去			
○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。		(平成27年度) ○「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行った。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(就労G、就業促進課、支援教育課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値(平成29年度) 登録企業数1,000社	(平成27年度) ○障がい者雇用の機運を高めるため、雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を認証する「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」を実施。制度の周知と登録企業の拡大に努めた。 ・平成27年度末登録企業数:155社	○登録数拡大に向けて、より魅力ある取組や制度の充実を図るとともに、様々なイベントやセミナー等で制度の認知度向上を図る。
○職場体験実習機会の確保・拡大(就労G、就業促進課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験機会の確保に努めます。 ▼職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習機会の拡大につなげていきます。 ▼職場体験実習の受入れ企業の開拓 ITステーション就労促進事業において、職場体験実習の受入れ企業の開拓を行います。		(平成27年度) ○職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験の機会を確保し、75人が職場体験を行った。  ○職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習の機会の提供を要請し、17社が職場実習を受け入れた。  ○障がい者就労支援強化事業の中で、体験実習協力企業の開拓を行っており、受入企業には2,000円の奨励金を支給し、当該年度の職場体験	○引き続き、取り組みを推進していく。

## 第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

		<p>実習の受け入れ先は 4 社であった。</p> <p>○大阪府ITステーションにおいて、職場実習協力企業との調整等を実施した。</p> <p>・ITステーション利用者の職場実習実績 6 名(27 年度)</p>	
(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携			
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(就労G)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。</p> <p>また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)[再掲] 就労支援に関する専門部会等設置市町村数 43(すべての市町村)</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会のもとに「就労支援部会」を位置づけ、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会」と合わせて7回開催し、市町村から抽出した地域課題への対応について論点を整理し、その課題解決のための対応方策等についての提言(改訂版)をとりまとめた。</p> <p>○就労支援部会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回 平成 27 年 6 月 1 日</li> <li>・第 2 回 平成 27 年 7 月 6 日</li> <li>・第 3 回 平成 27 年 11 月 27 日</li> <li>・第 4 回 平成 28 年 2 月 8 日</li> </ul> <p>○工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回 平成 27 年 6 月 10 日</li> <li>・第 2 回 平成 27 年 10 月 5 日</li> <li>・第 3 回 平成 28 年 2 月 25 日</li> </ul> <p>○市町村における就労支援に関する専門部会等の設置状況 34</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○関係機関の情報の共有化の推進(就労G、就業促進課、支援教育課)</p> <p>企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職(マッチング)に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府の関係部局の情報共有や連携を一層促進し、各部局の施策・事業について相互に理解・認識を深めるための施設見学 4 ヶ所、企業向けも含めた見学とセミナー7ヶ所を開催するとともに、国の各種支援制度を含む、各部局の関係施策・事業をまとめた「障がい者雇用支援ガイド」(PRツール)をさまざまな機会をとらえて配布し、情報発信機能の強化や職場体験・実習企業開拓に活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3部局施策・制度合同研修会の開催状況:平成 27 年 7 月 31 日</li> </ul> <p>○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主などの企業から出てきた求人情報について、高等職業技術専門学校、障害者職業能力開発校などの職業訓練機関のほか、高等支援学校やハートフルオフィスなどへ情報提供を行った。</p> <p>○豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南の 7 地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々2~3 回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図った。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○地域就労支援機関による就職支援(就業促進課)</p> <p>障がい者をはじめとする求職者の就職支援を行う OSAKA しごとフィールドにおいて、相談・カウンセリングから就職情報の提供、就職後の定着支援まで一貫した就職支援サービスを提供します。</p> <p>また、身近な地域で就職支援が行われるよう、市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など、様々な阻害要因を抱えるために就労することが困難な就職困難者に対して、各市町村に設置する地域就労支援センターのコーディネーターが、地域の関係機関と連携し、雇用・就労につなぐための支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内全市町村で実施。(府内地域就労支援センター61ヶ所設置)</li> <li>・地域就労コーディネーターに対する研修養成講座、就労支援コーディネーター研修会等の実施を通じて市町村の底上げを図るなど、市町村における取組みをバックアップ。</li> </ul> <p>○就労支援コーディネーターの資質向上:就労支援コーディネーター養成講座、就労支援コーディネーター研修会</p> <p>○市町村等との連携強化:大阪府・市町村就労支援事業推進協議会、</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>

## 第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

		<p>地域7ブロック部会(年/2回)、コーディネーター部会</p> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者数:6,569 人(うち、障がい者 535 人)</li> <li>・相談件数:24,171 件</li> <li>・就労者数:1,860 人(うち、障がい者 127 人)</li> </ul>	
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ①就労移行支援事業の機能強化			
<p>○就労移行支援事業所の機能強化(就労G)</p> <p>・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において一般就労を希望する障がい者に対し、適性とニーズに沿った職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うとともに、就労マッチングから職場定着まで、地域の「障害者就業・生活支援センター」と連携しながら個々人に応じたきめ細かな支援をコーディネートします。</p> <p>・雇用先企業へ訪問(同行支援)するなどし、企業担当者や支援対象者から就労状況を聴取するとともに、相談に対する適切な助言等を行い、課題等の解決に導きます。離職の危機に速やかに対応し回避するための体制づくりを行います。</p> <p>・就労移行支援事業所への専門的な支援スキル・ノウハウの伝達、情報の提供、関係機関(障害者就業・生活支援センター、企業等)との調整による就労促進を行います。(就労実績がない事業所を重点的に支援)</p> <p>・特に、精神障がい者や発達障がい者、高次脳機能障がい者について事業所が有する就労支援スキル・ノウハウの普及を図るなど、精神障がい者等の障がい特性に対応した就労の促進を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設からの一般就労者数 1,500人以上</li> <li>・就労移行支援事業の利用者数 2,978人以上(平成29年度末時点)</li> <li>・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加</li> <li>・就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上</li> <li>・就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ</li> </ul>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○「障がい者雇用日本一」をめざし、福祉、商工労働、教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図っており、「大阪府第4期障がい福祉計画」では、平成 27 年度における「福祉施設からの一般就労者数 1,200 人」を数値目標に定めた。</p> <p>○就労実績のない就労移行支援事業所への働きかけとして、就労支援員研修等各種研修の実施、事業所が必要としている支援を聴取した結果、就労実績のない事業所の割合は減少したものの、ゼロには至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度就労実績のない事業所:47 か所/149 か所(31.5%)</li> <li>・平成 24 年度就労実績のない事業所:49 か所/168 か所(29.2%)</li> <li>・平成 25 年度就労実績のない事業所:43 か所/169 か所(25.4%)</li> <li>・平成 26 年度就労実績のない事業所:43 か所/196 か所(21.9%)</li> </ul>	<p>○福祉施設からの一般就労者数や就労移行支援事業の利用者数について、一定の実績が認められるが、今後とも、就労意欲の醸成、就労支援機関の支援力の向上、関係機関の連携強化、事業主に対する啓発等にバランスよく取り組む必要がある。</p> <p>○就労移行支援事業所については、就労移行実績が高い事業所と低い事業所に二極化している。実績が低い事業所では、アセスメント力やネットワーク力に課題が見受けられる</p>
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ②就労継続支援事業の充実 ③工賃水準の向上			
<p>○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(推進G)</p> <p>就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能や役割分担をふまえて、利用者の状況に応じた支援計画を作成されているかを確認し、それが適切に行われているか指導します。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○サービスの適切な事業実施のため、指定事業所・施設に対する実地指導などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定時研修 事業所・施設の指定時に開催(年 12 回)</li> <li>・集団指導 全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所・5月、「児対象」事業所・9月実施</li> <li>・実地指導 「者対象」事業所・139 事業所、「児対象」事業所・58 事業所実施</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>うち、就労継続支援 A 型事業所 2 事業所、就労継続支援 B 型事業所 9 事業所、就労移行支援事業所 3 事業所に実施</p> </div>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○福祉的就労の活性化(就労G)</p> <p>施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。</p> <p>さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。</p> <p>また、「国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就業施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。</p> <p>加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組めます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府内の平均工賃水準 月額13,900円</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○依然として厳しい府内福祉施設における利用者の平均工賃実績等を踏まえ、平均工賃水準の向上を目標とする「工賃向上計画支援事業」を平成 24 年度より実施している。具体的には福祉施設が策定する「工賃引上げ計画」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催のほか、企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注拡大に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度大阪府内の平均工賃実績 月額 10,763 円</li> </ul>	<p>○工賃水準を維持・向上する上で重要性の高い共同受注システムを、今後とも機能させていくことが必要。また、優先調達の推進を図り、官公需を促進する上でも、共同受注システムの安定的な運営の支援が必要。</p>
<p>○既存資源の福祉的活用の促進(農政室推進課)</p> <p>府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。</p>	<p>目標値</p> <p>毎年2回(春と秋)にフェアを開催</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○春の授産品フェア 開催期間 平成 27 年 5 月 9 日～10 日</p> <p>○秋の授産品フェア 開催期間 平成 27 年 9 月 26 日～27 日</p> <p>○開催場所 府立花の文化園</p> <p>○参加授産施設数 (春)2 施設、(秋)2 施設</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ④企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大			

## 第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

<p>○起業支援の充実(就労G)</p> <p>IT ステーションにおいて、起業につながるような講座を開講するとともに、ホームページ等を活用し、成功事例やノウハウを提供するなど、起業を支援します。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府ITステーションにおいて、在宅障がい者の就労促進のため、テレワーカー養成訓練及びスキルアップ訓練を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーカー養成訓練受講者 8 名</li> <li>・登録テレワーカースキルアップ訓練受講者 のべ 74 名</li> </ul> <p>○障がい者の在宅就労事例をITステーションのホームページに掲載している。</p> <p>(<a href="http://www.itsapoot.jp/corporation/teleworksample.html">http://www.itsapoot.jp/corporation/teleworksample.html</a>)</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○アートを活かした障がい者の就労支援(社参G)</p> <p>「現代アート」として評価された障がい者の創造性豊かな絵画等の作品をマーケットにつなげるほか、作品の芸術性を活かした二次利用を促進することにより、就労の支援にもつながる仕組みを構築し、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援します。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○障がいのある方々が創作される創造性豊かな芸術性に溢れる絵画等の作品を「現代アート」として評価し、これをマーケットにつなげていくことにより、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援する取組みを実施しており、平成 27 年度は現代アートの世界に輝く新星発掘プロジェクト第 5 回公募展入選作品展覧会「イメージの解放区」を開催した。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○視覚障がい者の就業促進及び盲人ホームの運営支援(就労G・社参G)</p> <p>視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)の振興を図るため啓発等に努めるとともに、テレワーカーの養成をはじめ、新たな職域の開拓など視覚障がい者の就労の促進を図ります。</p> <p>また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営又は雇用されることが困難な視覚障がい者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営を支援します。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府ITステーションにおいて、テレワーカー養成訓練を実施した。</p> <p>○盲人福祉センター等において、視覚障がいのある三療従事者の技能向上のため研修を行った。</p> <p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営又は雇用されることが困難な視覚障がい者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に補助を行った。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課)</p> <p>視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行うとともに、ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者か確認するよう府民への周知を図ります。</p> <p>なお、府民等から無資格者が従事しているとの情報を得た場合は、保健所職員が現地に赴き、事情聴取等の検査を実施します。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○保健医療室保健医療企画課のホームページで、「施術を受けられる際には、施術者が免許所持者であることを確認するよう」啓発した。また、「府政だより」及び「ねんりんOSAKA」で同様の記事を掲載し、府民への啓発に努めた。</p> <p>○視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事しているとの情報を府民から得、保健所職員が現地に赴き、事情聴取・指導等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地確認:17 件 無資格者の従事に対する指導:2 件</li> </ul> <p>○施術を行っている者が国家資格者であることを証明するための、「厚生労働大臣免許保有証」制度について、関係団体と連携し、施術者に周知するとともに府 HP で府民に対し広報した。</p>	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(就労G)</p> <p>大阪府 IT ステーションは、就職をめざす障がい者を対象に、企業が求める「業務・技術の育成」及び「障がい者雇用に関する相談業務」の2つの支援を併せて行うことで、障がい者の就労促進を図る拠点としての機能を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。</li> <li>・障がい者就労支援 IT 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 IT 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。</li> <li>・在宅就労を支援するため、障がい者テレワーク推進事業として、起業の支援や民間企業で雇用型テレワーカーとしての就労を支援します。</li> <li>・また、デジタルデバイドの解消は行政の役割との認識のもと、初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、大阪府が養成した IT サポーターの派遣等により、市町村での開催を支援します。</li> </ul>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITステーションからの就職者数 70名/年</li> <li>・IT講習会実施市町村数 43(すべての市町村)</li> </ul>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府ITステーション就労促進事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職者数 50 名</li> <li>・相談件数 245 件</li> <li>・IT講習・訓練修了者数 403 名</li> <li>・テレワーク推進事業における民間企業からの受注額 8,100 千円</li> <li>・テレワーカー養成訓練受講者 8 名</li> <li>・登録テレワーカースキルアップ訓練受講者 のべ 74 名</li> <li>・ITサポーター養成研修修了者数 51 名</li> <li>・IT講習会実施市町村数 43(すべての市町村)</li> </ul>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
<p>(3)障がい者が長く働き続けることができる</p>			

## 第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「働く」）

<p>○職場定着への支援(就業促進課)</p> <p>▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。</p> <p>▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。</p> <p>▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場サポーターの養成や、障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための雇用管理手法の普及を進めていきます。</p>	<p>目標値(平成29年度までの各年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場サポーターの養成 100人/年</li> <li>・相談・支援件数1,000件/年</li> </ul>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催した。 ・平成 27 年度 雇用管理セミナーの開催:42 回</p> <p>○コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行った。 ・平成 27 年度 相談・支援件数:972 件</p> <p>○職場定着の促進 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業の従業員を職場内のサポーター(キーパーソン)として養成した。また、働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行った。 ・平成 27 年度 養成研修:8 回実施 105 名参加 雇用管理:50 件(平成 28 年 3 月末現在)</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○障害者就業・生活支援センターの機能強化(就労G)</p> <p>各障害者就業・生活支援センター圏域内の関係機関がケースに応じて連携・協力し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援を適切に行うことができるよう、地域における就労支援、生活支援の核としてのセンター機能の強化をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各センターで把握している企業、施設情報等を集約するとともに、就職や職場定着支援の成功事例、ノウハウなどを複数のセンター(圏域間)で共有することなどにより、相互の情報不足を補い、障がい者が長く働き続けることができるよう、福祉施設からの一般就労をはじめ、府内全体の雇用・就労を促進する仕組みを構築します。</li> <li>・精神障がい者などの障がい特性をふまえ、地域医療との連携はもとより、企業等への短時間勤務やグループ就労など、雇用への企業理解の促進に努めます。</li> <li>・不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。</li> </ul>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後の職場定着率 90%</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○地域の就労支援の核となる府内 18ヶ所の障害者就業・生活支援センターでは、平成 27 年度 12,926 人(在職中 6,142 人)の障がい者が登録しており、職場訪問 8,042 件を実施し、就職後1年の職場定着率は 79.0%(身体障がい者 80.6%、知的障がい者 82.3%、精神障がい者 74.6%、発達障がい者 76.4%)である。</p> <p>○府内 8ブロック(18センター)において関係機関会議を障害者就業・生活支援センター主導で開催し、地域における就労支援、生活支援の核となるようセンターの機能強化を図っている。</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>